

## 第5章 計画の推進

### 1 庁内推進体制の整備

本計画は、福祉、保健、教育、男女共同参画、交通安全など広範な分野にわたるため、庁内関係各課との連携を強化し、効果的・効率的な施策の展開を図るとともに、行政内部で横断的に次世代育成支援にかかわる問題や課題を担当できる組織の検討を行います。

### 2 関係機関等との連携・協働

地域全体で子育てを支援し、子育て家庭がより一層地域とかがわることができるよう、地域における子育て支援の推進を図っていきます。そのため、各種関係機関・団体等との連携を行い、子育て環境の充実した地域社会づくりに努めます。

### 3 計画の進行管理

前期計画に引き続き本計画をさらに推進するため、次に示す計画の目標事業量の進捗状況を定期的に把握するとともに、第4章の施策の展開で個別施策に記載されている内容の達成に関する点検・評価を行い、その結果を市民に公表します。

また、その結果を毎年度の事業等に反映させる、計画(P l a n)、実行(D o)、評価(C h e c k)、改善(A c t i o n)のサイクル(P D C Aサイクル)により推進するとともに、相生市次世代育成支援対策推進協議会に報告し、提言を受け施策に反映させていきます。

#### 4 計画の目標事業量（特定事業）

事業名及び事業内容	前期計画目標値 (平成 21 年度)	実施状況 (平成 21 年度)	本計画目標値 (平成 26 年度)
通常保育事業 保育所で乳幼児の保育を行います。	定員 243 人	定員 243 人	定員 262 人
延長保育事業 午後 7 時まで時間を延長して保育を行います。	5 か所	5 か所	5 か所
休日保育事業 日曜日、祝祭日等の休日及び 12 月 29 日から 30 日に保育を行います。	未設定	1 か所 定員 10 人	1 か所 定員 10 人
放課後児童健全育成事業 小学校 1 ～ 3 年生の児童で、放課後、家庭において保護者の保育にかける児童の保育を行います。	5 か所 定員 155 人	7 か所 定員 195 人	7 か所 定員 195 人
病児・病後児保育事業（施設型） 子どもが病気の回復期に向かっている、または、病気のため保育所などに通えない期間に、保護者が仕事などのために家庭で保育ができない場合に保育を行います。	未設定	未実施	1 か所 延べ利用日数 723 日
子育て短期支援事業 （ショートステイ事業） 保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難になった場合、児童を児童福祉施設等において養育、保護します。	2 か所	3 か所	3 か所
一時預かり事業 保護者の急な用事や家族の看病に行くとき、不定期な仕事のときなどに、保育の対象とならない乳幼児を 1 日単位で預かります。	1 か所	4 か所	5 か所 延べ利用日数 2,410 日
ファミリーサポートセンター事業 「子育ての手助けをして欲しい人」と「手助けをしてあげたい人」が相互援助する会員組織です。	1 か所	1 か所	1 か所
地域子育て支援拠点事業 子育てに関する相談や支援事業を行うとともに、妊娠中から継続した支援を行います。	1 か所	2 か所	2 か所

上記項目に掲載していない他の特定事業（夜間保育事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）特定保育事業）については、本計画期間の目標値設定は行いません。ただし、子育て家庭のニーズの把握に努め、必要に応じて検討します。